

(平成25年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

東北（宮城）国民年金 事案 1827

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年3月まで
私と姉の昭和36年度から41年度までの国民年金保険料については、父親が地区の納付組織を通じて納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B町の説明により、申立期間当時、申立人が居住していた地区において国民年金保険料の納付組織が保険料を集金していたことがうかがわれる。

また、申立人は、その父親が申立期間に係る申立人とその姉の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間に係る申立人の姉の国民年金保険料は全て納付済みとされている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の姉は、申立期間及びその前後の連続する期間にC県内の複数の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間当時は父親と別居していたと考えられる上、申立人の姉が申立期間に係る自らの国民年金保険料を自分で納付していたとは考えにくい。このため、本来納付を要しない申立期間に係る姉の国民年金保険料は申立人の父親が納付していたと推認でき、これを踏まえ、父親は別居していたと考えられる申立人の姉の保険料を納付していたにもかかわらず、父親と同居していた申立人の申立期間に係る保険料を納付していなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間は7か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後を通じて申立人の父親の仕

事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
転職を希望して株式会社A（現在は、株式会社B）を退職したため、脱退手当金は受け取っていない。また、再交付された厚生年金保険被保険者証にも「脱」の印が押されていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職を希望して株式会社Aを退職してから、その8か月後に再就職したC株式会社において、株式会社Aにおける厚生年金記号番号と同一の番号で管理されて厚生年金保険に加入していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考えにくい。

また、申立人が所持している昭和 47 年 10 月 26 日に再交付された厚生年金保険被保険者証には「脱」の印が表示されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 38 年 6 月 14 日まで
② 昭和 39 年 12 月 12 日から 40 年 9 月 21 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後各 2 年間に同被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす 14 人についてオンライン記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め 2 人であること、また、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約 1 年 8 か月後に申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主が申立人の依頼に基づき、脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、オンライン記録で確認できる申立人に対して支給されたとする脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致していないことから、事務処理が的確に行われなかった可能性を否定できない。

なお、当該支給額と法定支給額が一致していない原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和28年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和52年6月頃に、A株式会社からB株式会社（現在は、株式会社C）に出向となり、54年4月1日まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の給与明細メモを所持しており、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細メモ、A株式会社の回答、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてB株式会社に勤務していたことが推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年7月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び申立人が提出した給与明細メモの厚生年金保険料控除額の記載から、9万2,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月15日から同年5月15日まで

B社に在職証明書の発行を依頼するに当たり、私の厚生年金保険の加入期間を伝えたところ、同社で保管している年金台帳に記載されている資格喪失日は昭和54年5月15日であり、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出が誤っていた可能性があるとの連絡を受けた。厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る年金台帳、同社の回答、申立人が提出した在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月3日から41年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を40年4月3日、資格喪失日に係る記録を41年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月頃から41年2月頃まで

私は、B市にあったC学校を卒業し、申立期間はA株式会社においてD業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時の給料明細を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月3日から41年1月20日までの期間について、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する給料明細及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間中にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を有している者のうち所在が確認できた昭和10年以降生まれの20人の雇用保険の被保険者記録によると、当該20人のうち18人の雇用保険の被保険者期間は同社における厚生年金保険の被保険者期間とおおむね合致している。

さらに、申立人が所持するA株式会社における昭和40年8月分及び同

年 10 月分の給料明細において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月 3 日から 41 年 1 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人が所持する給料明細における総支給額及び厚生年金保険料控除額から 1 万 8,000 円、同年 10 月から同年 12 月までの期間については、同給与明細における総支給額から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る事業所別被保険者名簿に共同代表者として記載された二人は、いずれも所在が不明のため、これを確認することはできないが、申立期間における同社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 4 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月 21 日から同年 2 月頃までの期間については、申立人の雇用保険の離職日が同年 1 月 20 日となっている上、申立人が A 株式会社に勤務していたとする複数の同僚も申立人の勤務期間については不明と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人が当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）国民年金 事案 1826（秋田国民年金事案 145 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 42 年 4 月までの期間及び 43 年 6 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 42 年 4 月まで
② 昭和 43 年 6 月から 50 年 3 月まで

申立期間当時、国民年金保険料の集金のために自宅に来ていた集金人の印が夫の領収書に押されているので、新たな資料として提出する。当初申し立てた金額等に関する記憶には曖昧な点があるものの、集金人を通してまとまった金額の保険料を納付したことは事実であるので、再度申立てをする。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立期間に係る保険料について自宅に集金に来ていた集金人に、昭和 50 年頃遡及してまとめて納付したと主張しているが、納付したと記憶している金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とは相違していること、iii) 保険料を遡及して納付する特例納付は社会保険事務所（当時）での取扱いであり、A 市では、当時、市役所の集金人は特例納付の保険料の集金を行っていなかったとしていることなどから、申立人に対し、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 7 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の集金人の印が押しである夫の国民年金保険料に係る領収書を新たな資料として提出している

が、同一の資料が既に当初の申立ての際に提出されていることから、同領収書は新たな資料には当たらない上、同領収書は申立人に係るものではないことから、同領収書によって申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを推認することはできない。

また、今回の申立てに当たり、申立人は、期間は定かではないが国民年金保険料をまとめて集金人に納付したことは間違いない旨主張し、その夫は、集金人に納付した保険料の額は 10 万円以下である旨主張している。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和 49 年 12 月であることが確認できることから、当該時点で申立期間の大部分である 47 年 9 月以前は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、集金人が取り扱うことができた保険料は、制度上、現年度保険料のみであるところ、その主張する金額は申立期間当時の現年度保険料の額と相違している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等はなく、年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1828

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和30年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和59年11月

私は、昭和59年11月頃に会社を退職し、A市に住所変更した。同市役所B支所（当時）で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金に強制的に加入させられ、国民年金保険料を納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が勤務していた事業所を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年11月16日から同年11月30日までの間に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の中に申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年12月までの期間、41年4月から同年8月までの期間及び42年2月から51年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年5月から39年12月まで
② 昭和41年4月から同年8月まで
③ 昭和42年2月から51年2月まで

申立期間①及び②は、前の会社を辞めて、A市B町にあった伯父が経営する事業所で、住み込みで働いていた。国民年金保険料をA市役所で納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間③は、C県に住んでいたときは市役所で、D市に異動してからは同市役所の人が集金に来て、それぞれ二人分の保険料を納付した記憶があるが、未納とされていることは納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和62年7月9日にD市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、当該手帳の「はじめて被保険者となった日」には「昭和61年4月1日」と記載されていることから、当該手帳記号番号では、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間とされていたことが確認できる。

また、申立人については、上記国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和40年2月14日にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと推認されるものの、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、37年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納

付することができないほか、申立人に対して、更に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市で払い出された上記国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳では、申立期間①及び②以降は未納期間とされている上、申立人は、申立期間②直後の昭和41年9月頃にA市を転出した後、E市、F市、G市、D市の順で住所を異動したとしているが、当該国民年金被保険者台帳には住所変更に係る記載は無いことから、申立人は国民年金の住所変更手続を行っていなかったと考えられ、各市役所では、申立人の国民年金被保険者記録を管理していなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間は合わせて146か月と長期間であり、申立期間のほかにも長期の国民年金保険料の未納期間が存在する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 9 月 1 日から同年 10 月 15 日まで
② 昭和 24 年 12 月 1 日から 29 年 6 月 5 日まで
③ 昭和 32 年 7 月 15 日から 33 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 10 月頃から 54 年 10 月頃まで

申立期間①及び②について、昭和 18 年 9 月から 31 年 11 月末に退職するまで継続して有限会社AにB職として勤めていたが、当該期間が未加入期間となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、昭和 32 年 6 月から 34 年 8 月に退職するまで継続してC社（後にD社の名称で厚生年金保険の適用）でB職として勤めていたが、当該期間が未加入期間となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④について、E株式会社に勤め、F県のG作業所で仕事をしていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当該申立期間当時の有限会社Aの代表取締役及び役員は既に死亡又は所在不明のため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、有限会社Aにおいて、申立人と同様にB職であったとする3人の同僚のうち、1人は自身の勤務期間は不明としており、2人は自身が勤務したとする期間と厚生年金保険の被保険者記録は一致しておらず、そのう

ちの1人は、「働いていた人の中に厚生年金保険に加入していない人がいた。」旨証言していることから、有限会社Aは従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、有限会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間③について、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、C社は昭和32年7月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後33年2月1日に新たにD社として厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該申立期間当時のC社の事業主は所在が不明であり、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、C社又はD社が厚生年金保険の適用事業所であった時期に厚生年金保険の被保険者であった10人のうち所在が確認できた2人に照会したところ、共に申立人のことは知っているとしているものの、1人は当該申立期間当時の申立人の勤務期間等について不明としており、他の1人は「申立人は自分と同じ期間に働いていたと思う。厚生年金保険の未加入となっている期間は、自分は退職していたと思うし、申立人も一度退職したのではないかと思う。」旨回答している上、上記10人の同僚に係る当該申立期間におけるC社又はD社の厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人が記憶する同僚は既に亡くなっており、当該申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができない上、当該同僚の当該申立期間における厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は当該申立期間のうち、昭和53年5月26日から同年12月25日までの期間、E株式会社において勤務していたことが確認できる。

しかし、E株式会社の事業主は、当該申立期間当時の人事記録等はなく、申立人の勤務の有無、厚生年金保険料控除の有無については不明としており、申立人の当該申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、H国民健康保険組合の加入記録によれば、当該申立期間のうち、昭和53年5月26日から54年1月31日までの期間において、申立人は日雇労働者が加入する第二種組合員の記録が確認できるところ、E株式会社の事業主は、当該申立期間当時、G作業所では相当な人数の作業員がおり、

日雇作業員は厚生年金保険に加入させていなかったと思われるとしている。

さらに、当該申立期間にE株式会社において厚生年金保険の被保険者であった20人に照会したところ14人から回答があり、そのうち6人は、短期間の作業員や日雇作業員は厚生年金保険に加入せず、正社員のみが加入していたとしている。

加えて、申立人は当該申立期間を含む昭和36年6月から61年6月までの期間において国民年金被保険者として国民年金保険料を納付している上、47年1月以降は付加保険料の強制加入期間となっており、農業者年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 24 日から 61 年 1 月 1 日まで

私は、株式会社AにおいてB部署の部長として勤務し、昭和 60 年 9 月に会社の事情により退職したが、その後も継続して同年 12 月 31 日まで出社し、毎月給料を受けていた。61 年 1 月に雇用保険の失業給付の申請をする際に離職票の離職理由を会社都合と訂正してもらったことや同月に送別会をしてもらったことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業法人登記簿によると、株式会社Aは、平成 21 年 9 月*日に破産手続が終結しており、同日に事業主であった者及び破産管財人は当時の関係資料は無いとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が後任のB部署の部長であったと記憶する者に照会を行ったが回答が得られなかった上、申立人が記憶する同僚3人及び申立期間当時株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者であった者のうち11人に照会を行ったところ、回答のあった4人はいずれも申立人を知っているが、具体的な勤務期間については不明としていることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、上記4人のうち3人が記憶する社会保険事務担当者に照会を行ったところ、当該担当者は申立人を知っているが、申立人の具体的な退職日及び申立期間における給与からの厚生年金保険料控除等については不明としている上、ほかの1人が記憶する別の社会保険事務担当者は亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等につ

いて確認することができない。

加えて、申立人に係る雇用保険支給台帳全記録照会によると、申立人は、昭和 60 年 9 月 23 日に株式会社 A を離職し、同年 10 月 1 日に求職の申込みを行い、同年 10 月 8 日から 61 年 4 月 5 日までの期間において基本手当を受給していることが確認できることから、申立期間において、申立人が同社に雇用され、給与を支給されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 7 日まで
② 昭和 55 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A市にあったB事業所に昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで勤務したが、ねんきん定期便を見たところ、厚生年金保険被保険者期間が1か月だけとなっており、申立期間①及び②について被保険者記録が無い。

B事業所に入社した当時、自分が勤務していた場所ではC事業所の業務も行っており、B事業所の事業主は本部があるD県にいたが、本部の事業所名称はB事業所ではなかったと記憶している。

継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所について、複数の同僚は、事業所名称が数回にわたり変更されているとしており、同事業所の事業主はA市におらず、同事業所の本部の所在地についてはD県以外の場所を挙げる証言もあるところ、同事業所のA市における責任者であったとする者によると、業務内容の変更に合わせて事業所名称を変更していたとしている上、本部の所在地は不明と回答しており、当該責任者であったとする者が同事業所の事業主として氏名を挙げた者に対して照会したものの、同事業所の事業主は自分ではなく不明としている上、本部の名称等についても不明と回答していることから、同事業所の事業主及び本部を特定できず、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の有無及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、B

事業所において昭和 54 年 1 月 5 日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、同事業所の離職日が 55 年 5 月 31 日であることから、申立期間①の一部の期間において、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 事業所の法人登記は見当たらない上、同事業所は厚生年金保険の強制適用事業所に該当する業種ではなく、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、E 県知事の認可を受けて、昭和 55 年 4 月 7 日に厚生年金保険の任意適用事業所となっていることから、申立期間①において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 事業所の事業主は特定できないものの、申立期間①及び②を通じて同事業所の給与及び社会保険の事務を担当した者は、「私が当時の事業所の責任者に対して厚生年金保険に入れてほしいとお願いしたことから、事業所が厚生年金保険に加入することとなり、私が社会保険事務所（当時）に行って、厚生年金保険の適用に関する社会保険事務手続を行った。」と述べている上、厚生年金保険の適用事業所となるまでは、厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

さらに、B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所の厚生年金保険被保険者は 13 人確認できるところ、このうち申立人を含む 12 人の被保険者資格取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の昭和 55 年 4 月 7 日、社会保険庁（当時）への資格取得届の進達日は、同年 4 月 10 日であることが確認できる上、申立人の資格取得日はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

なお、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、B 事業所の厚生年金保険被保険者 13 人のうち、上記 12 人を除いた 1 人は、被保険者資格取得日が昭和 55 年 5 月 21 日であることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、B 事業所において昭和 54 年 1 月 5 日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、同事業所の離職日が 55 年 5 月 31 日であることから、申立期間②において、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、B 事業所は、E 県知事の認可を受けて、昭和 55 年 5 月 31 日に厚生年金保険の任意適用事業所ではなくなっていることから、申立期間②において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の給与及び社会保険の事務担当者は、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の有無については覚えていないとしている。

さらに、B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含めた全ての厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び健康保険被保険者証返納日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と

同日の昭和 55 年 5 月 31 日、社会保険庁への資格喪失記録の進達日は、同年 6 月 2 日であることが確認できる上、申立人の資格喪失日はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

なお、申立人は、自分が勤務していた場所では、B 事業所のほかに、C 事業所の業務も行っていたとしているところ、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。